

一會社側

橋爪常務丸山工場長ハ各主任ト共ニ對策協議ヲ為シ午前十時
岩瀬部社長ヨリ従業員代表武内昇之助宛ノ別記(一)ニ式回答シ
委員代表ニ傳達セリ

二従業員側

1. 出務従業員ハ平常通作業ニ従事シ斥リ非番男女工約八百名ハ
娯樂室ニ集合シ文々意見ヲ述ハルル処アリタルニ尚初ノ如キ氣
勢昂ラス

2. 一面委員側ハ前記社長ヨリノ正式回答ヲ接受シタルニ噴願事
項ハ依然トシテ拒絶サレタル爲メ對策協議ノ結果今後岩瀬部
ハノ噴願ハ打切り工場長ノ権限内ニ於テ爲シ得ル事項ニ付キ
噴願スルコト、シ別記(二)噴願書ヲ丸山工場長ニ噴願シタルニ

△工場長ハ噴願事項中

1. 3項 5項 7項ハ工場長ノ権限外ナルヲ以テ岩瀬部ニ傳達スル
ニト

2. 4項ハ絶対不可能ナルニト

3. 6項ハ工場主任ヲ信頼セラレ度キコト

4. 8項ハ工場長ニ一任セラレタキコト

5. 9項ハ更ニ適當ナル方法ヲ考ヘラレタシ

ト回答シタルニ委員ハ斯カル回答ヲ金委員ニ報告スル時ハ該
解サル、ニヨリ工場長ヨリ直接委員全部ニ回答サレ度シト述
ハタルニ工場長モ之ヲ諒トシテ今午後二時三十分寄宿舎御広
間ニ於テ代表委員全部ニ對シ前叙ノ如ク回答セリ

前記回答ヲ受ケタル金委員ハ今三時四十分ヨリ工場内娯樂室
ニ引揚ケ引續キ今後ノ對策ヲ協議シタル結果最後案トシテ金
従業員ノ希望條件ヲ取極メ更ニ工場長ニ噴願スルコト、セリ